

# 令和2年度 最上町農作業標準賃金・賃借料情報

※ この農作業標準賃金・機械利用料金は、基準・目安として設定したものです。これを参考に農地、労働条件等を十分考慮のうえ、**当事者間の話し合い**で決定して下さい。

※ 山形県の最低賃金は1時間**790**円です。(令和元年10月1日発効)  
この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。  
なお、特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。

標準農作業賃金・機械利用料					
人力の部 (1日当り)					
種別	標準賃金(円)	食事の有無	摘要		
農作業	7,000	食なし	1 農作業の中には田植、除草、稲刈を含む 2 実働8時間を標準 3 労働時間を延長した時は時間割給支給		
オペレーター	9,000				
機械の部					
作業種別		単位	料金(円)	付記	摘要
耕起	田	10a	5,300	転作田含む	1 未整理田は1割増し 2 機械作業はすべてオペレーター、機械、燃料を含む。 3 耕地の遠近分散、作業の難易等特殊な土地条件の場合は2増し。 4 生乾燥で水分25%を超えたものについては、両者の協定による。 5 トラック運搬しなければならない機械については両者の協定による。 6 苗、籾及び検査米等の運搬は両者の協定による。 7 育苗で縁化までの場合は両者の協定による。
	畑	〃	5,000		
代かき		〃	6,100		
田植	機械による田植	〃	5,800	苗運搬、手直しは別 肥料代は別	
	機械田植(側条)	〃	6,700		
	機械田植(直播)	〃	10,000	鉄コーティング作業込 種子各自持込 コーティング材・農薬代・肥料代は別途	
	耕起から田植まで	〃	34,000	苗を含む	
	育苗委託	1箱	600	苗・種子は別料金	
管理	防除	背負型動噴	10a	700	農薬代は別途
		スプレーヤー	〃	1,100	〃
稲刈・脱穀・調整	バインダー		〃	7,500	糸代を含み、刈取のみ
	コンバイン		〃	16,000	籾運搬は別、走行困難、倒伏な田は2割増し
	ハーベスター		〃	8,500	脱穀のみ
	生乾燥		60kg	1,300	
	半乾燥		〃	650	水分18%以下
	籾摺		〃	500	籾殻処理は別
	精米		〃	600	
	畦畔築立		1.0m	50	

※料金は税込みです

※裏面もご覧ください

## 参考賃借料

農地賃借料情報（水田）（10a 当り）						
農地区分	共済組合 基準単収 (kg)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆)	備考
A 農地	541 以上	12,765	20,568	6,005	180	
B 農地	481~540	12,065	20,000	5,000	96	
C 農地	421~480	6,516	9,233	4,500	20	
D 農地	361~420	4,760	5,625	3,895	2	
備考 1 平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結（公告）された賃借における賃借料です。 2 この農地賃借料情報は、農地法第 52 条に基づき毎年公表するものです。						

☆ 平成 21 年 12 月の改正農地法施行により、これまでの標準小作料制度が廃止されました。

これ以降、農業委員会が農地区分ごとの賃借料の動向（平均額、最高額、最低額）を収集し、「賃借料情報」として提供しています。

★この表は参考賃借料です。賃借については双方で協議のうえ決定して下さい。

☆賃貸契約を締結、変更した場合は、必ず農業委員会へ届け出て下さい。

最上町農業委員会 電話43-2111（内線222）



農業者年金は、  
積立方式の公的な年金です